

第 3 期三宅村地域福祉計画

第1章 三宅村地域福祉計画の策定の考え方

第1節 計画の趣旨

「地域福祉」とは、地域で暮らす住民が、障害の有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会を皆で築いていく取り組みのことです。

本村では、2000年の噴火災害以降、少子高齢化が加速し、高齢者の一人暮らし世帯の増加が見られるとともに、若年層の人口が伸び悩んでいるのが現状です。

本計画はこのような状況の中、島しょという三宅島の特色を活かし、「地域での支え合い、助け合いによる地域福祉」を推進して、地域共生社会を実現することを目的としています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条を基本とするとともに、第5次三宅村総合計画を上位計画とし、これまでに策定されてきた各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定しています。

◇社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第3節 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3ヶ年を計画期間としています。また、この計画は、その後も3年を1期として、計画の見直しを図っていきます。

三宅村地域福祉計画の期間

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
第1期												第2期			第3期 (今期)		

他計画の期間

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
第5次三宅村総合計画					H24~R3年度										R4~R13 年度まで		
第3期障害者計画、第5期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画 第8期高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画															R3~5年度		
第2期子ども・子育て支援事業計画														R2~6年度まで			

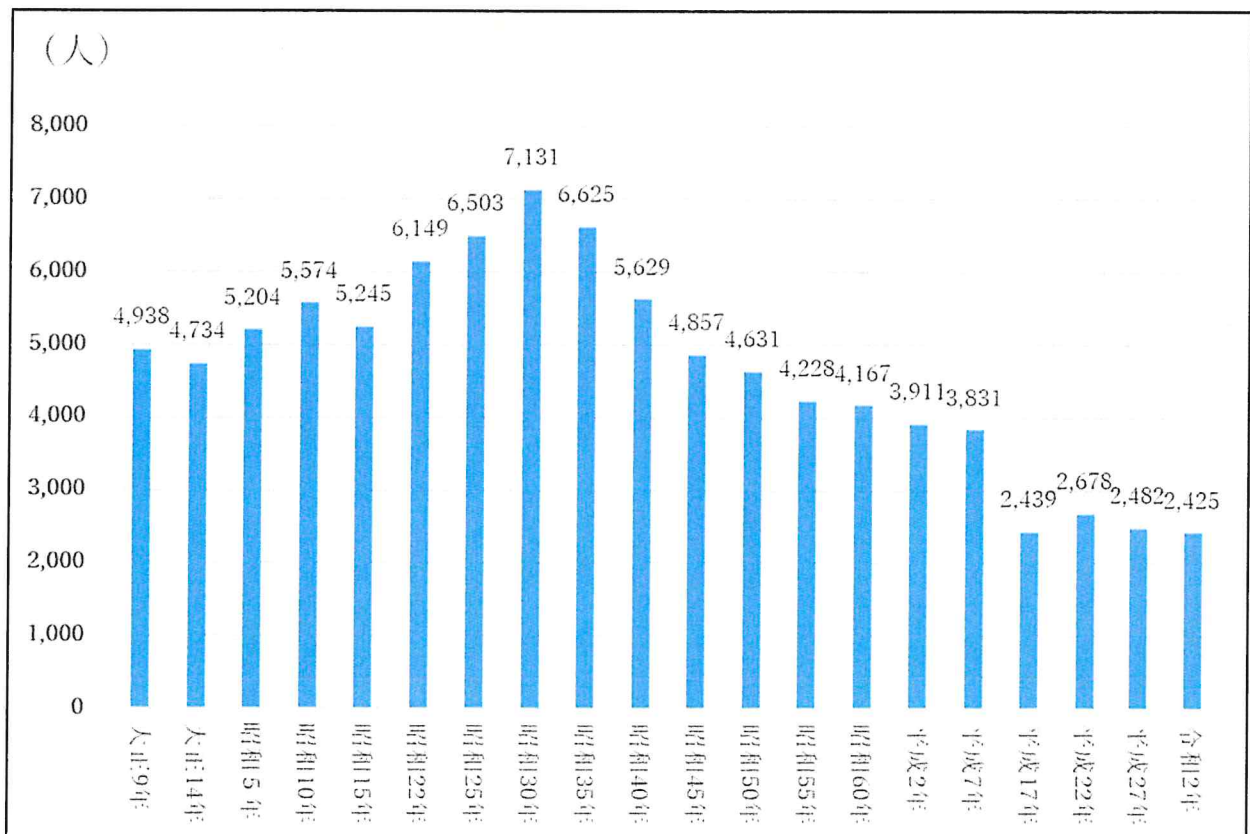
第2章 三宅村の地域を取りまく現状

第1節 人口・世帯の推移

(1) 総人口（国勢調査）

三宅村の人口は、戦後の増加傾向がピークを迎えた昭和30年以降、高度経済成長の影響などにより、年々ゆるやかな下降を続けていました。しかし、2000年の噴火災害の影響により、帰島後の平成17年の国勢調査では2,500人を割り込みました。以降、減少傾向は変わらず、令和2年1月1日には2,425人となっています。

国勢調査人口の長期的な推移



※平成12年（10月1日）は避難指示期間の為、未実施。令和2年は国勢調査の結果が出ていないため、住民基本台帳の数値（1月1日）を採用。

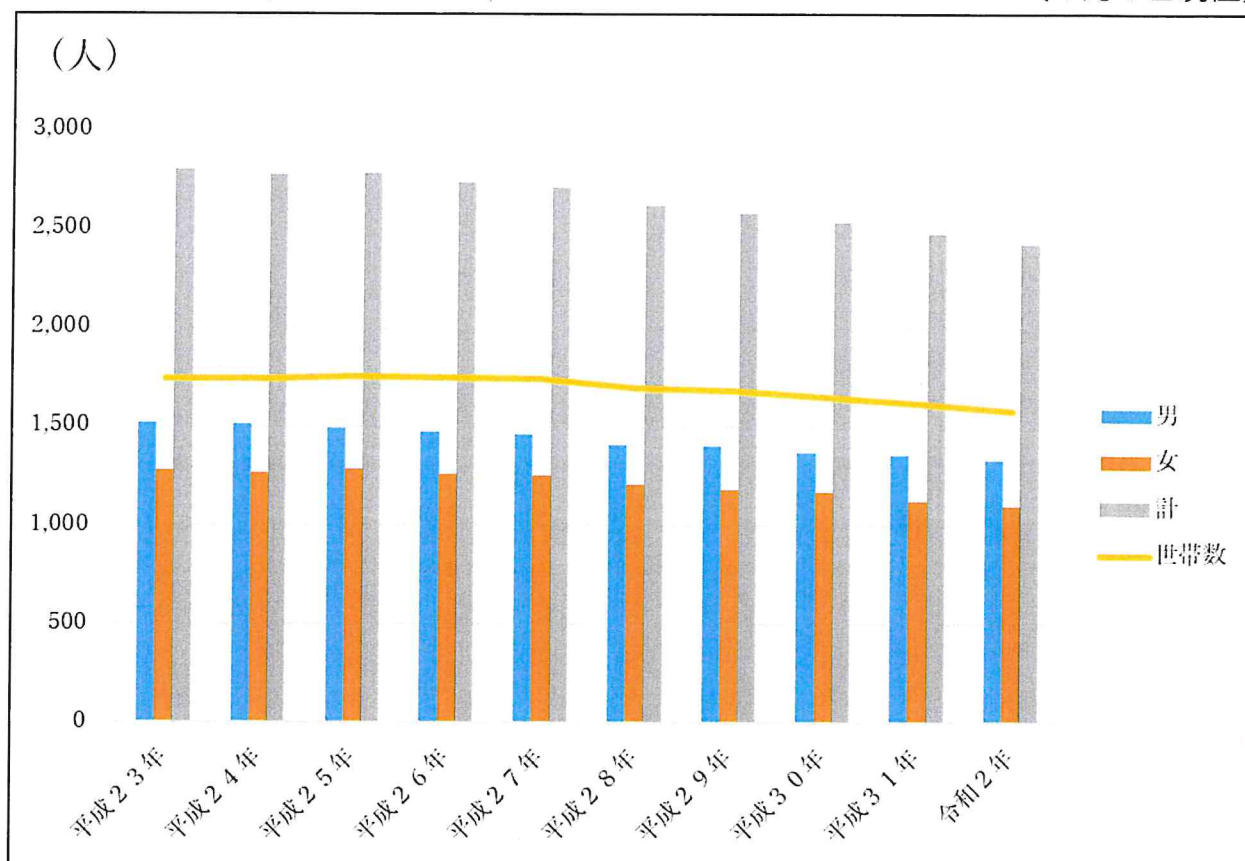
資料：国勢調査、住民基本台帳

(2) 人口と世帯（住民基本台帳）

三宅村の人口は、ここ10年間ゆるやかに減少しています。人口の減少と比較し、世帯数の減少は少ないことから、核家族や単身世帯が増加していると予測されます。

人口・世帯の推移

(1月1日現在)



資料：住民基本台帳

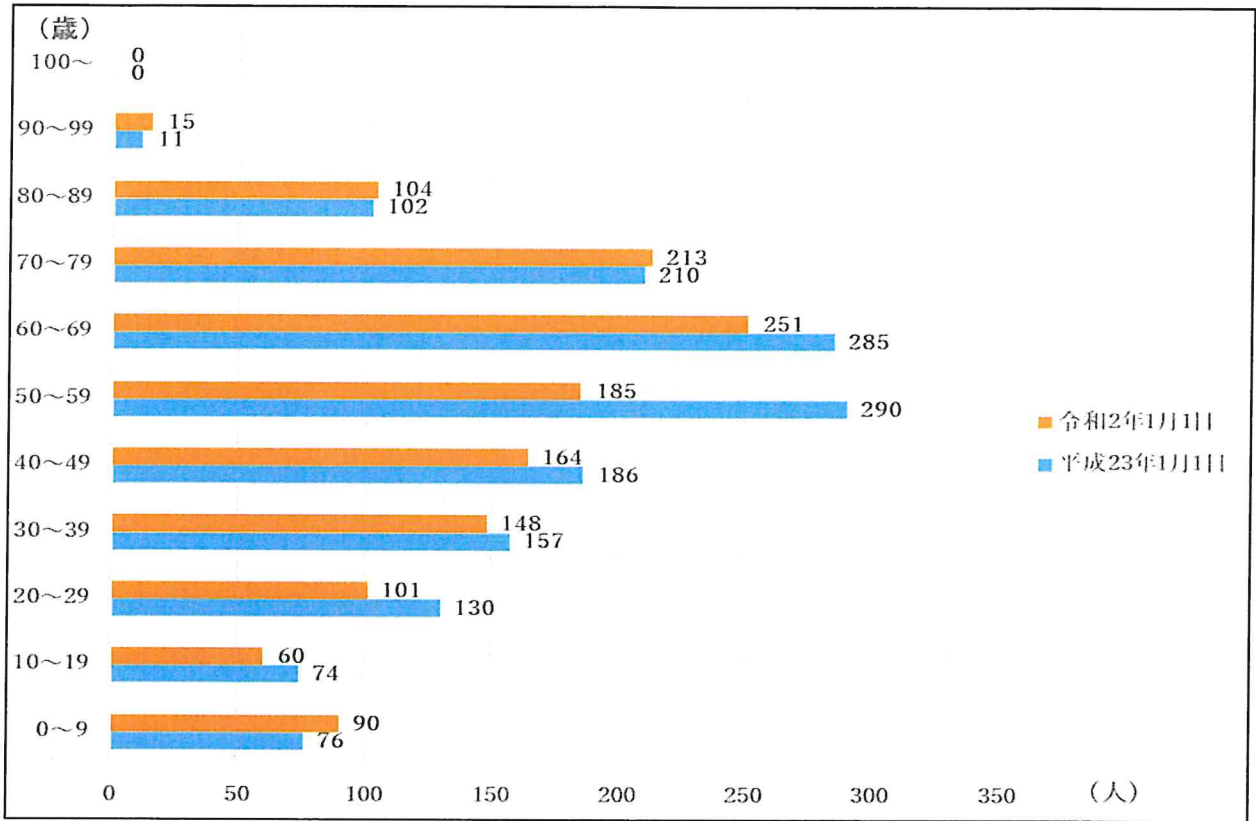
人口・世帯の推移（内訳）

	男	女	計	世帯数
平成23年	1,521	1,278	2,799	1,744
平成24年	1,511	1,264	2,775	1,739
平成25年	1,494	1,288	2,782	1,755
平成26年	1,476	1,262	2,738	1,750
平成27年	1,461	1,253	2,714	1,742
平成28年	1,409	1,210	2,619	1,699
平成29年	1,404	1,179	2,583	1,681
平成30年	1,367	1,171	2,538	1,649
平成31年	1,356	1,125	2,481	1,620
令和2年	1,331	1,094	2,425	1,577

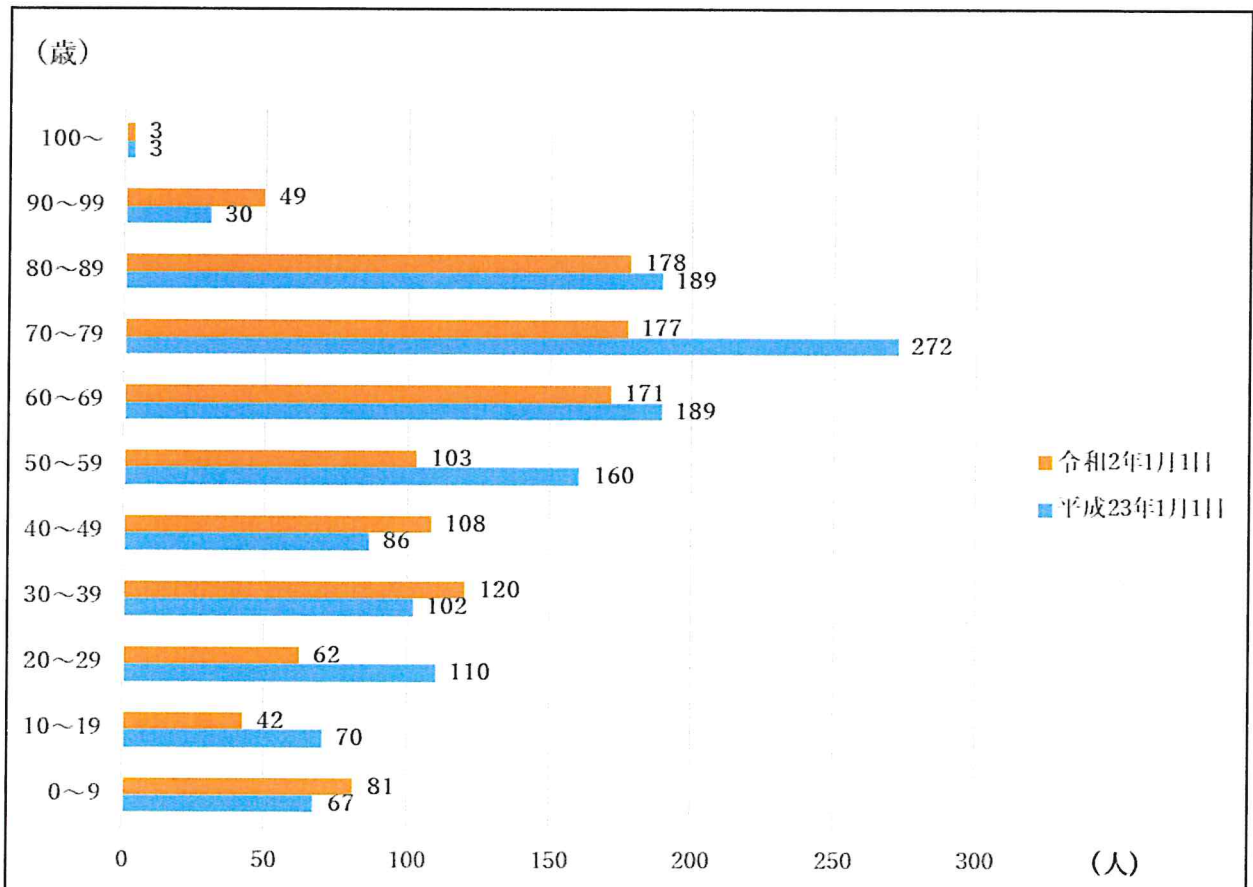
資料：住民基本台帳

年齢別人口対比（10年前との比較）

◆男性



◆女性



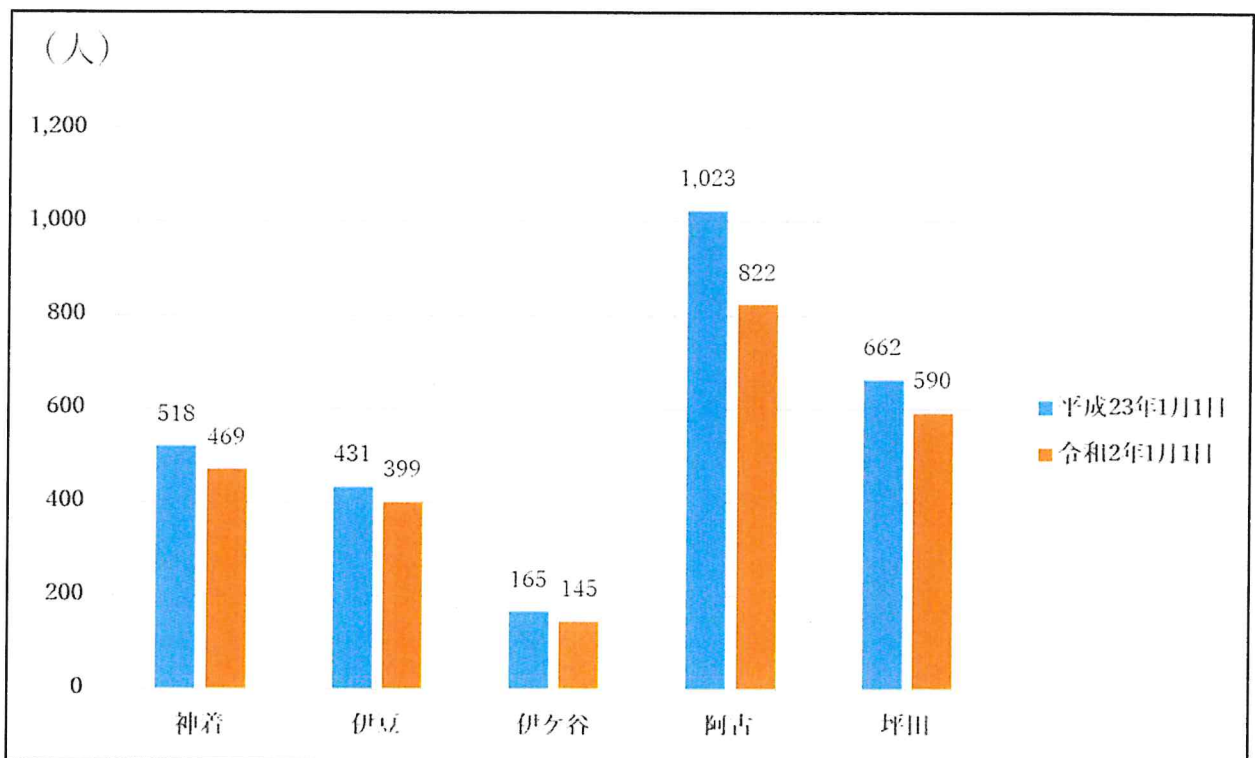
資料：住民基本台帳

地区別人口対比

平成23年から令和2年までの10年間で、各地区で人口が減少しています。
 令和2年1月1日時点で、10年前の人口の86.6%となり、2,425人となっています。

(単位：人、%)

地区	平成23年1月	令和2年1月	増減率
神着	518	469	90.5%
伊豆	431	399	92.6%
伊ヶ谷	165	145	87.9%
阿古	1,023	822	80.4%
坪田	662	590	89.1%
計	2,799	2,425	86.6%



資料：住民基本台帳

第2節 高齢者・子ども・障害のある方などの状況

(1) 高齢者

介護保険被保険者数（令和2年3月末）

総数（人）		960
	65歳以上75歳未満（人）	449
	75歳以上（人）	511

要介護（要支援）認定者数（令和2年3月末）

	要支援		要介護					計		
	1	2	1	2	3	4	5			
第1号被保険者（人）	20	21	44	36	34	23	12	190		
	65歳以上75歳未満（人）		2	5	3	0	3	2	18	
	75歳以上（人）		18	16	41	36	31	20	10	172
第2号被保険者（人）	1	0	0	0	0	1	0	2		
総数（人）	41	42	88	72	68	47	24	382		

認定率 20.0%

居宅介護（介護予防）サービス受給者数（令和2年3月末）

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者（人）	9	6	29	39	9	4	3	99
第2号被保険者（人）	1	0	0	0	0	0	0	1
総数（人）	10	6	29	39	9	4	3	100

受給率 10.4%

施設介護サービス受給者数（令和2年3月末）

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者（人）	46	4	0	50
第2号被保険者（人）	0	0	0	0
総数（人）	46	4	0	50

(2) 子ども

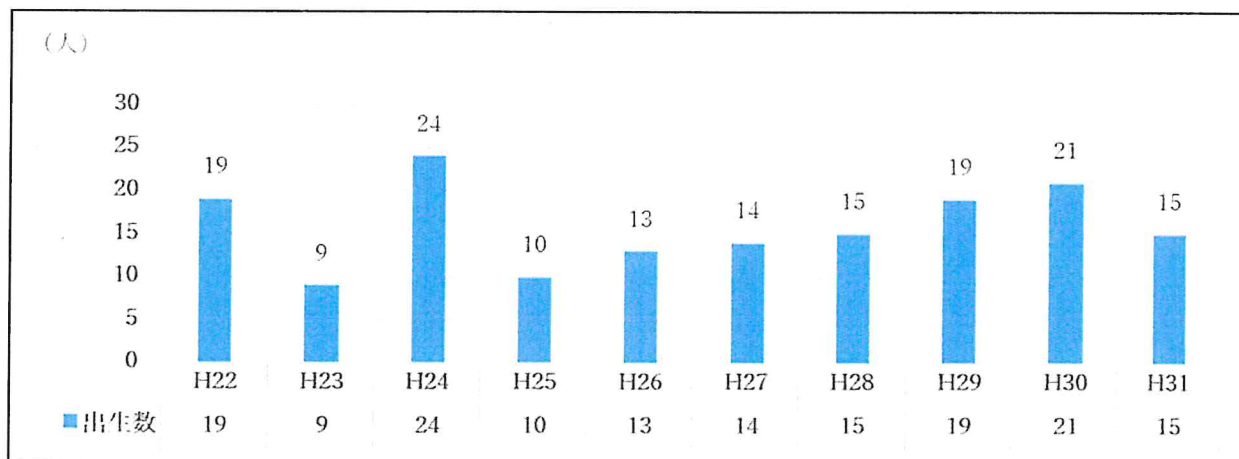
子どもの人口推移

基準日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳小 1	7歳小 2	8歳小 3	9歳小 4	10歳小 5	11歳小 6	合計
H20.4.1	10	16	9	9	11	9	9	11	14	10	6	16	130
H22.4.1	18	19	11	14	11	11	10	11	9	13	15	12	154
H24.4.1	13	22	22	25	13	16	14	11	11	12	9	14	182
H26.4.1	12	21	13	27	16	18	15	20	17	9	11	13	192
H28.4.1	15	18	12	23	11	19	14	14	12	17	11	8	174
H30.4.1	19	14	23	15	13	19	10	18	11	13	10	16	181
R2.4.1	22	19	12	23	17	15	16	10	16	12	13	10	185

母子手帳発行数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
18	21	21	19

出生数



保育園児数

基準日	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
4月1日	48	59	58	53	55	53	56	60	56

(3) 障害のある方

手帳の所持者数（令和2年4月1日）

			人数(人)
身体障害者手帳	障害別人数 (重複あり)	聴覚	8
		視覚	6
		音声言語	5
		肢体	80
		内部	34
		計	133
	等級別人数 (実人数)	1級	38
		2級	14
		3級	20
		4級	29
		5級	7
		6級	2
		計	110
愛の手帳	度数別人数 (実人数)	1度	0
		2度	4
		3度	9
		4度	16
		計	29
精神障害者保健福祉手帳	等級別人数 (実人数)	1級	0
		2級	14
		3級	9
		計	23

※参考 2つ以上の障害を持つ方の状況

障害種別	(人)
肢体（上肢・下肢・体幹）	18
肢体・視覚障害	1
肢体・内部障害	2
肢体・音声言語障害	3
肢体・咀嚼機能障害	1
知的障害・肢体	5
精神障害・知的障害	1
計	31

島外施設入所等の状況(令和2年4月1日)

障害福祉サービス名	(人)
共同生活援助	6
施設入所	7
療養介護	3
計	16

第3節 社会資源の状況

(1) 福祉サービスなどに関わる施設・事業所などの状況

高齢者福祉・介護分野

施設・事業所	箇所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
通所介護（デイサービス）事業所	1
短期入所生活介護（ショートステイ）事業所	1
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	1
居宅介護支援事業所	2
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	1
シルバー人材センター	1
訪問看護事業所	1
老人クラブ	5

児童福祉・子育て支援分野

施設・事業所	箇所数
認可保育所（村立）	1
認可外保育所	1
小学校（村立）	1
中学校（村立）	1
高等学校（都立）	1
学童クラブ	1
子ども家庭支援センター	1
ファミリー・サポート・センター	1
子育て広場	1
児童遊園	7

障害福祉分野

施設・事業所	箇所数
地域活動支援センター（いぶき）	1
デイケア（島しょ保健所）	1

共通分野

施設・事業所	箇所数
中央診療所	1
歯科診療所	1

社会福祉協議会	1
三宅支庁（福祉事務所）	1
島しょ保健所 三宅出張所	1
老人福祉館（神着、伊豆）	2
福祉会館（阿古、坪田）	2
社会福祉会館（坪田）	1
コミュニティーセンター（伊ヶ谷）	1
文化会館（坪田）	1
図書館	1
レクリエーションセンター（坪田）	1
社会体育施設（阿古、坪田）	2
警察署	1
駐在所	5
消防署	1
消防団	5
自治会	5
青年団	5
商工会	1

（２）民生児童委員の状況

民生児童委員は、民生委員法に基づき、村民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働省が委嘱します。任期は３年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。また、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

三宅村では、１０人の民生児童委員（うち主任児童委員が１人）が活動しています。主な職務は、以下のとおりです。

- 村民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

（３）ボランティア団体などの状況

事業名	箇所数
風の家（認知症カフェを含む）	1
高齢者地域サロン	4
坪田地区ビーチクリーン	1

第3章 計画の考え方

第1節 基本理念

「自助」「共助」「公助」及び「互助」の役割を担う

高齢者や障害のある方、児童とその家族を含めたすべての住民が、お互いに支え合い、地域の中で生涯にわたって自立していける社会を実現することが求められています。

そのためには、住民一人ひとりが、福祉サービスの利用者として立場を尊重され、身近な地域で自分に最もふさわしいサービスを選択できる体制を構築していかなければなりません。

また、高齢者、障害のある方、児童等の各福祉分野の特性に配慮しながら、横断的・総合的な福祉サービスを提供できるようにしていくことも重要です。

その一方、全ての住民は、こうした福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者でもあります。地域住民一人ひとりが、地域における福祉の担い手として、福祉活動に参加していくことが求められています。

地域福祉活動を推進するにあたっては、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力して解決すること（自助）や、地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動していくこと（共助）、公的な福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）、そして、となり近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係の中で支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

村民一人ひとりが「自助」「共助」「公助」及び「互助」のそれぞれの役割を担うことで、地域福祉を推進していきます。

第2節 基本目標

高齢者福祉・障害者の福祉・児童の福祉・その他の福祉に関して、基本理念をもとに共通した取り組みとして、次の4つの目標に掲げ取り組んでまいります。

(1) 地域における支え合いの促進

①ボランティア活動の促進

地域福祉を推進していくためには、全村的な理解の促進と課題への取り組みが重要です。地域福祉活動への関心の向上及び参加を促進して、ボランティア活動の活性化に取り組めます。

②民生児童委員協議会との連携

三宅島民生児童委員協議会は、住民に最も身近なところで相談・援助活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービス等に関する様々な情報を把握しています。村は、民生委員が活動を行いやすいよう、住民への活動の周知を行うとともに、委員に対する情報提供や研修に係る支援等を行い、地域の課題解決に向けて連携を図ってまいります。

③自治会との連携

地域を取り巻く社会環境の変化に対応する新たな協力体制の構築と住民との協働によるまちづくりの更なる推進のために、連携を図るとともに自治会の主体的な活動を支援してまいります。

(2) 安心して生活できる支援体制の構築

①社会福祉協議会との連携

三宅島社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担っており、地域福祉の推進に関して様々な事業実績を有しています。そのため、三宅島社会福祉協議会を核とした地域福祉活動の活性化に連携して取り組めます。

②地域包括支援センターの相談窓口の強化

地域包括支援センターは介護、医療、保健、福祉の側面から高齢者を支える高齢者の総合相談窓口となっています。高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できるよう、様々な相談に応じられるよう相談窓口を強化していきます。

③災害時要配慮者対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時において特に配慮が必要な方について、地域・関係機関との連携により把握し、いざという時に迅速に支援できるよう体制を整備します。

(3) 権利擁護の推進

①成年後見制度等の利用を促進するための体制整備

権利擁護支援を要する人の発見や相談等を役割とする、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に向けて検討していきます。また、制度の周知や相談場所等について、広報等を活用し広く周知いたします。

②安心して成年後見制度利用できる仕組みの構築

認知症高齢者や障害者などの判断能力が低下して日常生活に困っている方を早期発見し、相談に応じられるよう仕組みを構築いたします。現在、社会福祉協議会が実施している地域権利擁護事業、村事業の高齢者等緊急一時事務管理事業から円滑に成年後見制度へと繋げられるよう進めていきます。

③成年後見制度の利用に関する助成・支援

経済的な面から成年後見制度の利用が困難な生活困窮者に対して、申立費用の助成、後見報酬の助成を行います。また、身寄りがいない高齢者・障害者等に対して、首長申立が行うことができることを周知してまいります。

(4) 地域福祉を支える体制づくり

①窓口における相談の充実

要援護高齢者に関する相談、障害者福祉に関する相談、子育て相談や低所得者への相談等、住民のニーズに応じた相談体制ができるよう、福祉、保健、医療の関係機関との連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。

また、住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。

②福祉人材の確保

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために、人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進などに取り組みます。

③福祉サービスの質の向上

地域における福祉サービスの適切な利用を促進するために、情報提供、相談支援体制の整備、苦情解決、第三者評価などに取り組みます。

第4章 地域福祉計画の推進

第1節 計画の推進のために

(1) サービスの推進体制

- 本計画の推進を図るため、福祉健康課が中心となり庁内関係各課による連携体制の強化を図るとともに、各施策の実現に向けた取り組みを推進します。
- 関係機関との協働により、包括支援体制の構築を目指します。

(2) 計画の進行管理

- 本計画の進行管理を図るため、定期的に施策の必要性、具体化及び事業化などの進捗状況の確認を行うとともに、関係機関との情報交換をする場として、既存の関係機関との会議等を活用して必要な助言を求めていきます。